

重要事項説明書

(介護保険及び医療保険)

利用者： _____ 様

事業者： 株N-Link
リリー訪問看護ステーション

R8 年 6 月 1 日改訂版

1 当事業所の概要

(1) 事業者の概要

事業者名称	株式会社 N-Link(エヌリンク)
事業者の所在地	〒664-0013 兵庫県伊丹市瑞穂町3丁目62番地3号
代表者名	代表取締役 谷本 紀光
連絡先	TEL:072-744-1324 FAX:072-744-1325

(2) 事業所の概要

事業所名	リリー訪問看護ステーション
所在地	〒664-0013 兵庫県伊丹市瑞穂町3丁目62番地3号
連絡先	TEL:072-744-1324 FAX:072-744-1325
管理者名	谷本 紀光(看護師)
サービス種類	訪問看護、予防訪問看護
介護保険指定事業所番号	2863390536
サービス提供地域	伊丹市、宝塚市、尼崎市、西宮市、豊中市、池田市、川西市

※サービス提供地域について、上記以外の方はご相談ください。

(3) 営業時間

営業日	月～金 午前 9:00 ～ 午後 5:00
定休日	土曜日・日曜日・年末年始(12/29～1/3)

(4) 職員体制と職務内容(2026 年 6 月時点)

	資 格	職務内容	常 勤	非常勤	計
管 理 者	看護師	全般的な管理業務	1 名	0 名	1 名
看 護 師	看護師	訪問看護業務全般	4 名	1 名	5 名
リハビリ	理学療法士	リハビリ	2 名	0 名	2 名
	作業療法士		1 名	1 名	2 名
	言語聴覚士		1 名	0 名	1 名
事務職員		事務作業	0 名	2 名	2 名
合 計			9 名	4 名	13 名

2 事業の目的・運営方針

事業の目的	様々な疾患を抱えた利用者様が、住み慣れた居宅において、物語と対話に基づく医療(ナラティブケア)や医療的根拠を用いた看護を提供することで、健康や機能の維持・回復・向上ができ、自立した穏やかな人生が送れるように最大限支援することを目的とします。
運営方針	「優しく、的確、柔軟に」を指針とし、在宅で療養される利用者様を取り巻く環境全てを視野に入れ、心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。また、事業運営に当たっては、人員確保、看護サービスの質の向上、地域の保険医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 提供するサービスの内容と利用料金

【提供するサービスの内容】

- 1、病状、障がいの観察
- 2、清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- 3、褥瘡の予防、処置
- 4、リハビリテーション
- 5、ターミナルケア、認知症患者の看護
- 6、療養生活や介護方法の指導
- 7、カテーテル等の管理
- 8、その他の医師の指示による医療処置

【介護保険による訪問】

令和8年6月1日改定

地域区分(伊丹市)1単位 10.7円

要支援	算定項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
【看護師】	20分未満	303単位	325円	649円	973円
	30分未満	451単位	483円	965円	1448円
	30分以上1時間未満	794単位	850円	1699円	2549円
	1時間以上1時間30分未満	1090単位	1167円	2333円	3499円
	1時間30分以上	1390単位	1488円	2975円	4462円
【リハビリ職種】 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回20分	284単位	304円	608円	912円
	1回40分	568単位	608円	1216円	1824円
要介護	算定項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
【看護師】	20分未満	314単位	336円	672円	1008円
	30分未満	471単位	504円	1008円	1512円
	30分以上1時間未満	823単位	881円	1762円	2642円
	1時間以上1時間30分未満	1128単位	1207円	2414円	3621円
	1時間30分以上	1428単位	1528円	3056円	4584円
【リハビリ職種】 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回20分	294単位	315円	629円	944円
	1回40分	588単位	630円	1259円	1888円
	1回60分	795単位	851円	1702円	2552円

【加算】

	算定項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
早朝・夜間・深夜料金	2回目以降の緊急訪問	早朝(6時-8時)	25%加算	上記料金に加算	上記料金に加算
		夜間(18時-22時)	50%加算	上記料金に加算	上記料金に加算
		深夜(22時-6時)	50%加算	上記料金に加算	上記料金に加算
初回加算	初回の月 2か月間提供がない場合	(Ⅰ)	350単位	375円	749円
		(Ⅱ)上記以外	300単位	321円	642円
緊急時訪問看護加算	600単位		642円	1284円	1926円
長時間訪問看護加算	特別管理加算算定者 1時間30分以上		300単位	321円	642円
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254単位	272円	544円	816円
	30分以上	402単位	431円	861円	1291円

特別管理加算	特別管理加算 I	500 単位	535 円	1070 円	1605 円
	特別管理加算 II	250 単位	268 円	535 円	803 円
退院時共同指導加算	退院・退所につき 1 回 (特別管理加算算定者は 2 回)	600 単位	642 円	1284 円	1926 円
口腔連携強化加算	50 単位/月		54 円	107 円	161 円
専門管理加算	250 単位/月		268 円	535 円	803 円
看護・介護職員連携強化 加算	介護職員の業務を円滑に行 うための支援	250 単位	268 円	535 円	803 円
看護体制強化加算	看護体制強化加算 I	550 単位	589 円	1177 円	1766 円
	看護体制強化加算 II	200 単位	214 円	428 円	642 円
サービス提供体制強化加算	(I) 6 単位/回 / (II) 3 単位/回		7 円/4 円	13 円/7 円	20 円/10 円
訪問看護処遇改善加算	所定単位数の × 18/1000 加算(1.8%)				
ターミナルケア加算	2500 単位/回		2675 円	5350 円	8025 円

【減算】①業務継続計画未実施減算(所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数):感染症や災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定していない場合。

②高齢者虐待防止措置未実施減算(所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数):利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合

③理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問について:前年度の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問回数が、看護師よりも超えている場合は、1 回あたり 8 単位減算。さらに介護予防訪問看護の場合、12 月を超えて行う場合はさらに 15 単位減算する。

※現在、当事業所は減算の該当はなし

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※訪問看護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、利用者の負担はその額の 1 割～3 割(個人によって異なる)となります

【医療保険(精神科含む)による訪問】 令和 8 年 6 月 1 日改定

下記金額に対して各個人の負担割合()割

サービス内容略称	算定項目		料金(10割)	1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週 3 日目まで		5550 円/日	555 円	1110 円	1665 円	
	週4日目以降		6550 円/日	655 円	1310 円	1965 円	
	専門の研修を受けた看護師		12850 円	1285 円	2570 円	3855 円	
	理学療法士 等		5550 円/日	555 円	1110 円	1665 円	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)	同 一 日 2 人	週 3 日まで	5550 円/日	555 円	1110 円	1665 円	
		週 4 日目以降	6550 円/日	655 円	1310 円	1965 円	
	同 一 3 人～9 人まで	週 3 日まで	2780 円/日	278 円	556 円	834 円	
		週 4 日以降	3280 円/日	328 円	656 円	984 円	
	理学療法士、作業療 法士、言語聴覚士	同 一 日 2 人	5550 円	555 円	1110 円	1665 円	
		同 一 日 3 人～9 人	2780 円	278 円	556 円	834 円	
	専門の研修を受けた看護師		12850 円	1285 円	2570 円	3855 円	
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (入院中の外泊訪問)	外泊中		8500 円/回	850 円	1700 円	2550 円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (保健師、看護師、作業療法士)	週 3 日目まで	30 分以上	5550 円	555 円	1110 円	1665 円	
		30 分未満	4250 円	425 円	850 円	1275 円	
	週 4 日目以降	30 分以上	6550 円	655 円	1310 円	1965 円	
		30 分未満	5100 円	510 円	1020 円	1530 円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) (同一建物居住者) (保健師、看護師、作業療法士)	同 一 日 2 人	週 3 日まで	30 分以上	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
			30 分未満	4250 円	425 円	850 円	1275 円
		週 4 日目以降	30 分以上	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
			30 分未満	5100 円	510 円	1020 円	1530 円
	同 一 日 3 人～9 人	週 3 日まで	30 分以上	2780 円	278 円	556 円	834 円
			30 分未満	2130 円	213 円	426 円	639 円
		週 4 日目以降	30 分以上	3280 円	328 円	656 円	984 円
			30 分未満	2550 円	255 円	510 円	765 円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)	外泊中		8500 円/回	850 円	1700 円	2550 円	

【加算】

訪問看護管理療養費	月の初日	機能強化型 1		13760 円	1376 円	2752 円	4128 円
		機能強化型 2		10460 円	1046 円	2092 円	3138 円
		機能強化型 3		9030 円	903 円	1806 円	2709 円
		機能強化型 4		9030 円	903 円	1806 円	2709 円
		1-3 以外の従来型		7710 円	771 円	1542 円	2313 円
	2 日目以降	単一建物居住利用者が 20 人未満		3010 円/日	301 円	602 円	903 円
難病等複数回訪問加算	1日2人まで	1日に2 回訪問		4500 円	450 円	900 円	1350 円
		1日に3 回以上		8000 円	800 円	1600 円	2400 円
	1日3人～9人まで	1日に2 回訪問		4000 円	400 円	800 円	1200 円
		1日に3 回以上(月 20 日まで)		7200 円	720 円	1440 円	2160 円
夜間・早朝訪問看護加算 (月15日まで)	同日2人	夜間(18 時—22 時まで)		2100 円	210 円	420 円	630 円
		早朝(6 時—8 時まで)					

	同日3～9人	夜間(18時～22時まで)	2100 円	210 円	420 円	630 円
		早朝(6時～8時まで)				
深夜訪問看護加算	同日2人	深夜(22時～6時まで)	4200 円	420 円	840 円	1260 円
	同日3～9人					
長時間訪問看護加算	5200 円/週(1 回/週)			520 円	1040 円	1560 円
複数名訪問看護加算	訪問看護(看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)	同一建物2人まで	4500 円/週	450 円	900 円	1350 円
		同一建物3人～9人まで	4000 円/週	400 円	800 円	1200 円
	上記職種及び看護補助者(週3日)	同一建物2人まで	3000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物3人～9人まで	2700 円	270 円	540 円	810 円
	上記職種及び看護補助者	1日1回	同一建物2人まで	3000 円	300 円	600 円
			同一建物3人～9人まで	2700 円	270 円	540 円
		1日2回	同一建物2人まで	6000 円	600 円	1200 円
			同一建物3人～9人まで	5400 円	540 円	1080 円
		1日3回	同一建物2人まで	10000 円	1000 円	2000 円
			同一建物3人～9人まで	9000 円	900 円	1800 円
	精神科訪問看護(看護師・作業療法士)1日2人まで	1日に1回	4500 円/週	450 円	900 円	1350 円
		1日に2回	9000 円/週	900 円	1800 円	2700 円
		1日に3回以上	14500 円/週	1450 円	2900 円	4350 円
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合		6800 円/月(月1回)	680 円	1360 円	2040 円
	上記以外		6520 円/月(月1回)	652 円	1304 円	1956 円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2650 円/日(1 回/日上限)	265 円	530 円	795 円
	月15日以降		2000 円/日(1 回/日上限)	200 円	400 円	600 円
特別管理加算	重症		5000 円/月	500 円	1000 円	1500 円
	それ以外		2500 円/月	250 円	500 円	750 円
ベースアップ評価料	(I)	R8 年6月から	1830 円/月	183 円	366 円	549 円
		R9 年6月から	2880 円/月	288 円	576 円	864 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月			5 円	10 円	15 円
退院時共同指導加算	厚生労働大臣が定める疾病は2回/月		8000 円/回/月	800 円	1600 円	2400 円
特別管理指導加算(上記加算に上乗せ)	特別な管理を必要とする場合		2000 円/回	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	退院日に訪問		6000 円/回	600 円	1200 円	1800 円
	退院日に訪問(90 分を超える)		8400 円/回	840 円	1680 円	2520 円
在宅患者連携指導加算	3000 円/月(月1回)			300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000 円/月(月2回まで)			200 円	400 円	600 円
訪問看護情報提供療養費 1/2/3	1500 円/月(月1回)			150 円	300 円	450 円
看護・介護連携強化加算	2500 円/月(月1回まで)			250 円	500 円	750 円
専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門及び人口膀胱ケア)	2500 円			250 円	500 円	750 円

専門管理加算(特定行為)	2500 円			250 円	500 円	750 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25000 円			2500 円	5000 円	7500 円
訪問看護物価対応料	月の初日	R8 年 6 月から	60 円	6 円	12 円	18 円
	2日目以降		20 円	2 円	4 円	6 円
	月の初日	R9 年 6 月から	120 円	12 円	24 円	36 円
	2日目以降		40 円	4 円	8 円	12 円

※自己負担金は、健康保険、国民健康保険は 3 割負担、後期高齢者で一般の方は 1 割もしくは 2 割、現役並みの所得者は 3 割負担となります。

※自立支援医療(精神通院医療)、特定医療費(指定難病)助成制度については、受給者証に記載された負担上限月額範囲内での負担となります。

※生活保護世帯は、自己負担金は発生しません。

【自費サービス】

サービス内容略称	料金
エンゼルケア	20,000 円/回
保険適応外サービス (自費訪問)	1 回あたり 30 分未満 4000 円 1 回あたり 30 分以上 60 分未満 8000 円 1 回あたり 60 分以上 90 分未満 12000 円
吸引器(希望時のみ緊急) ※基本レンタルして下さい	1 日当たり 100 円(台数に限りあり) 吸引チューブ 1 本 100 円

※ 全て要相談にて了承のもと加算

※ 保険適応外サービスの内容や金額が変更する場合は 1 ヶ月以上前に文書にて通知いたします

【お葬式提携サービスのご案内】

急なご逝去に伴い、お葬儀場に困っている方向けに当事業所と提携している葬儀場を、会員ではなくても会員価格でご案内することができます。一度、ご相談下さい。

【交通費】

当事業所のサービス提供地域へのサービス提供は【無料】です。

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	10km につき	500 円
-------	----------	-------

【キャンセル料金】

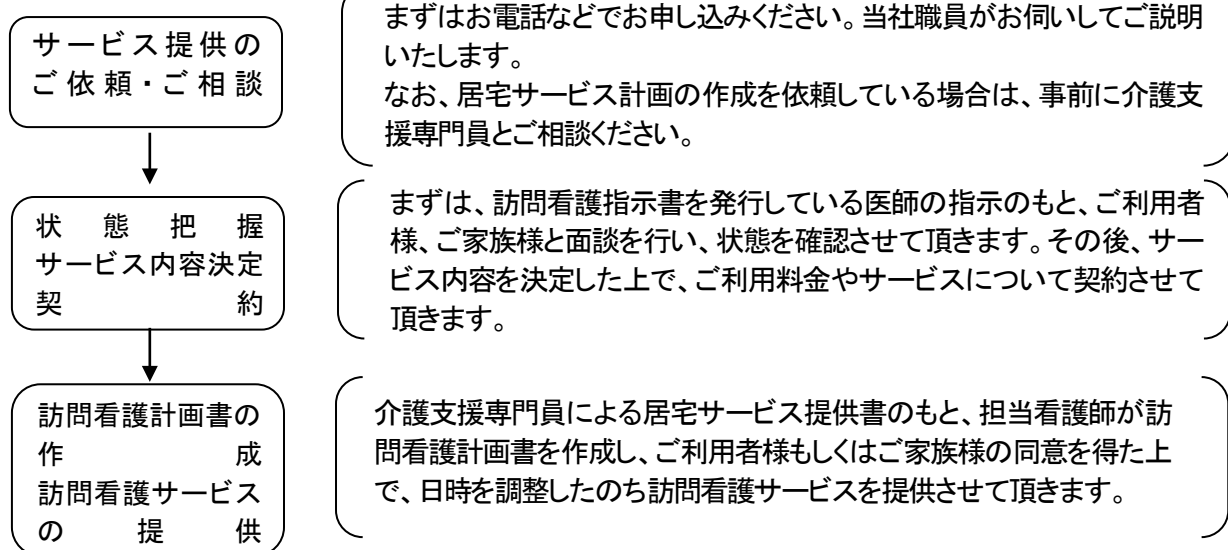
① ご利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日当日 9 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 100%

※ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

4 サービスの利用について

【サービスの開始】



【サービスの終了】

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の【1週間前】までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の【1ヶ月前】までに通知いたします。
- ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
 - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ 契約解除
 - ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
 - ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを【3ヶ月以上】遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず【1ヶ月以内】に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ⑤ その他
 - ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
 - ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
 - ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5 虐待の防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止のための指針を策定する
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修を新規採用時及び年1回以上定期的実施する
- (3) ご利用者及びそのご家族様からの苦情処理体制の整備
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を年1回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(ご利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します
- (7) 虐待防止に関する責任者を下記の通り選定する

虐待防止に関する責任者	管理者：谷本 紀光
-------------	-----------

6 業務継続計画の策定について

事業所は、下記の3点を事業継続力強化に取り組む目的として、事業継続力強化に取り組みます

- (1) 緊急時において、人命を最優先として、従業員とその家族の生命と安全、生活を守る
- (2) 事業の継続、または早期の再開により、ご利用者や関係先への影響を極力少なくする
- (3) 緊急時において、地域から求められるリソースを提供し、地域社会の安全や早期復興に貢献する

☆事業所にとって、被災時における事業継続および早期復旧に向けた事前の対策を講じることは、ご利用者の安心や安全の確保、地域社会の早期復興に貢献する上で重要と考えております

7 身体的拘束等の適正化について

事業所では、ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする

8 訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する事項

事業所は、健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供します。

(目的)

オンライン資格確認をはじめとする医療DX推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。

(個人情報の取り扱いについて)

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

(資格情報の提供について)

資格情報の提供は、ご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

9 連絡窓口(相談・苦情・キャンセル連絡など)

担当部署	リリー訪問看護ステーション
担当者	代表取締役及び管理者 谷本 紀光
連絡先	TEL 072-744-1324 FAX 072-744-1325
受付時間	午前 9:00～午後 5:00

担当部署	伊丹市役所 健康福祉部地域福祉室介護保険課
所在地	伊丹市千僧 1-1 (市役所 1 階)
連絡先	TEL 072-784-8037 FAX 072-784-8006
受付日	月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:15

担当部署	宝塚市役所 健康福祉部介護保険課
所在地	宝塚市東洋町 1 番 1 号 本庁舎 2 階
連絡先	TEL 0797-77-2136(給付担当) FAX 0797-71-1355
受付日	月曜日～金曜日 午前 9:00～午後 5:00

担当部署	兵庫県国民健康保険団体連合会
所在地	神戸市中央区三宮町 1-9-1-1801
連絡先	TEL 078-332-5617
受付時間	月曜日～金曜日 午前 8:45～午後 5:15

10 訪問看護師の交替

ご利用者からの交替の申し出を希望される場合には、担当看護師が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の看護師の指名はできません。

11 緊急時の対応方法

サービス提供中に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

所属医療機関名	
主治医	先生

12 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

13 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業所が記名の上、1通ずつ保有するものとします。

担当者_____より、重要事項説明書の内容について

説明を受け、了承しました。

年 月 日

〒

【利用者】住 所_____

氏 名_____

連絡先 () - _____

【利用者家族・代 理 人等】

〒

住 所_____

氏 名_____ (続柄)

連絡先 () - _____

【事業所】

住 所: 〒664-0013

伊丹市瑞穂町3丁目 62 番地 3 号

法人名: 株式会社 N-Link

事業所名: リリー訪問看護ステーション

代表取締役: 谷本 紀光